

岩手県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 介護老人福祉施設

名 称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム福寿荘福原山荘	奥州市水沢区大橋34番地4	平成26年4月1日

2 介護老人保健施設

名 称	所在地	指定年月日
介護老人保健施設さくら山	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	平成26年6月3日

3 地域密着型介護老人福祉施設

名 称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホームサンガ	花巻市十二丁目577番地1	平成26年4月1日
特別養護老人ホーム花あかり	花巻市南城106番地	〃
地域密着型特別養護老人ホーム白梅の森	二戸市堀野字大畑1番地1	〃
地域密着型特別養護老人ホームサンパレス	二戸市石切所字森合92番地1	〃
地域密着型特別養護老人ホームいずみ	二戸市金田一字荒田110番地1	〃